議案第九十九号

町有財産の取得について、

次のとおり、町有普通財産（土地）を、取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

記

取得する土地の表示

所在 大字	所在 字	所在 地番	地目	公簿面積	実測面積	所有者住所氏名	買入れ予定価格	買入れ年度	備考
三朝	小木脇	二二二ノ一	山林	一一反 一一六歩					

三朝	小木脇	二三一ノ二	山林	四、二一二 歩
三朝	小木脇	二三一ノ五	山林	一、〇〇五
三朝	小木脇	三三一ノ四	畑	六、一一五
三朝	東京	一一八ノ一	畑	四一五
合計				三三、〇〇三 反
		三二、一四七 (九、七三四坪)		三二、一四七 ㎡
		神戸市垂水区 西舞子二丁目 一番五八号 水谷史郎		
		三四、九〇〇 千円		三四、九〇〇 千円
		昭和四十五年度		
		買入れ予定価格は、立木その他地上物件を含む		

昭和四十五年九月十七日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾五年九月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

東伯郡三朝町議会 議長印